

7 鉱区税に関する調

区 分	総 鉱 区		左 の うち 非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額 (千円)		
	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)			
砂鉱を目的とし ない 鉱業権の 鉱区	試掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	24	5,856	0	0	23	5,527	934
	採掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
		石油又は天然ガス鉱区以外	112	15,367	1	4	110	15,419	6,168
		石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
と砂鉱を目的 とする 鉱区	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	0	0	0	0	0	0	0	0
	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		136			1		133		7,102

8 狩猟税に関する調

区 分	税 率	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額 (千円)	
狩	所得割額の納付を要する者	-	1,063	10,576
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0	0
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0	0
	③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	838	6,872
	④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	1	8
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	224	3,696
	所得割額の納付を要しない者	-	351	2,134
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0	0
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0	0
	⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	313	1,721
	⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	1	6
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	37	407
課税免除	-	481		
⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	407		
⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	74		
猟	所得割額の納付を要する者	-	4	20
	⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
	⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
	⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	3	12
	⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	0	0
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	1	8
	所得割額の納付を要しない者	-	1	3
	⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
	㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	0	0
課税免除	-	1		
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	1		
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	0		
税	所得割額の納付を要する者	-	1,372	6,930
	㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
	㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
	㉗ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1,047	4,293
	㉘ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	5	21
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	320	2,616
	所得割額の納付を要しない者	-	502	1,493
	㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	㉜ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	452	1,220
	㉝ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	49	270
課税免除	-	694		
㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	640		
㊱ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	54		
関	所得割額の納付を要する者	-	100	385
	㊲ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	㊳ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	㊴ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	13	
	㊵ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	1	
	㊶ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	31	84
	㊷ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
	㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	55	301
	① ~ ㊸ の 合 計	-	4,569	21,541